

社会福祉法人あすなろ福祉会定款

制 定 昭和60年11月27日（厚生大臣認可）
最終改正 令和 5年 8月25日（鹿児島県知事認可）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- （1） 第一種社会福祉事業
障害者支援施設の経営
- （2） 第二種社会福祉事業
障害福祉サービス事業の経営
相談支援事業の経営
障害児通所支援事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人あすなろ福祉会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を鹿児島県南九州市颯娃町上別府字西場6，543番に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。)の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第25条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた責任についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき、善良でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番地1所在の木造スレート葺平家建 作業場 1棟119.68平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番地1、6,589番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 管理室 1棟 403平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番地1、6,589番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 作業所1 1棟 144.08平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番地1、6,589番地2所在の鉄骨造スレート葺平家建 作業所2 1棟 211.99平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,543番地、字下場6,588番地、字西場6,540番

地1所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造コンクリート屋根平家建 寄宿舍 1棟 570
平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,543番地、字下場6,588番地、字西場6,540番
地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業所1 103.74平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,543番地、字下場6,588番地、字西場6,540番
地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業所2 183.45平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,539番地1、6,540番地1 所在の鉄筋コンクリ
ート造コンクリート屋根平家建 管理室 1棟 575平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,539番地1、6,540番地1 所在の鉄筋コンクリ
ート造コンクリート屋根平家建 寄宿舍 1棟 820.30平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番地1、6,589番地2 所在の鉄骨造陸屋根
平家建 作業所・倉庫 66.50平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字尾曲中村6,721番地3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼
板ぶき平家建 ケアホーム 240.06平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下谷6,511番地2、字東場6,512番地1 所在の鉄骨造
合金メッキ鋼板ぶき平家建 ケアホーム 240.06平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字東場6,512番地1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺
平家建て ケアホーム 240.06平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字東場6,512番地1 所在の鉄骨造スレートぶき 2
階建 倉庫 114.14平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,538番地1 所在の鉄骨造スレートぶき 平
家建 作業所 1棟 201.35平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,156番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき
平家建 体育館 728平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,155番地5 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ
き平家建 訓練施設 246.00平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町西元字木佐貫原14,602番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板
葺平家建 訓練施設 1棟 334.96平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町西元字木佐貫原14,602番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板
ぶき平家建 訓練施設 1棟 499.36平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町西元字木佐貫原14,602番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板
ぶき平家建 訓練施設 1棟 499.36平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字三舛作2,529番地3所在の鉄骨造スレートぶき平家建
倉庫 86.76平方メートル

鹿児島県指宿市十町字元井樋ノ本1,814番地、字中土手外1,776番地4、所在の木造合
金メッキ鋼板ぶき2階建 児童福祉施設1棟 1,156.47平方メートル

鹿児島県南九州市川辺町中山田字光明寺 1,685番地2 所在の木造スレート葺平家建
作業所 1棟 135.61平方メートル

鹿児島県南九州市川辺町中山田字光明寺 1,685番地2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶ

き平家建 作業所 1 棟 198.00平方メートル

鹿児島県南九州市川辺町中山田字光明寺 1,685番地2 所在の鉄骨造スレートぶき平

家建 作業所 1 棟 34.80平方メートル

- (2) 鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,543番 1,405.34平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,588番 407.85平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番 1 3,222.65平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字神出口6,613番4 254.9平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,539番1 2,406.29平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,540番1 1,154.77平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,588番1 537平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番2 554平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字東場6,512番1 2,071.59平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下谷6,511番2 561.39平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字尾曲中村6,721番3 1,602.43平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,589番3 400平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,538番1 2,045.15平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字本松7,115番 573平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,156番 4,884平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字末畑6,997番8 3,015平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西場6,543番2 79.05平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,155番5 878.79平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,155番15 134平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,162番 3,234平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字狐穴7,160番7 29平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字三舛作2,529番3 4,380平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字三舛作2,530番1 4,106平方メートル
鹿児島県指宿市十町字中土手外1,776番4 630.84平方メートル
鹿児島県指宿市十町字中土手外1,776番9 57.00平方メートル
鹿児島県指宿市十町字元井樋ノ本1,814番 2,368.72平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字下場6,588番2 3,555平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字神出口6,612番1 505平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字西窪7,033番2 451平方メートル
鹿児島県南九州市知覧町西元字木佐貫原14,602番1 8,682.46平方メートル
鹿児島県南九州市川辺町中山田字光明寺 1,685番地2 1,670平方メートル
鹿児島県南九州市川辺町中山田字光明寺 1,711番地7 645平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字北場6,535番 952平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町上別府字本松7,113番1 1,633平方メートル

所在の就労・支援事業所 あすなろ、介護・支援事業所 聖の郷、ケアホームあすなろ、
総合支援センターわかば及びふたば 敷地34筆 59,086.22平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 2 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第40条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人あすなろ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	向 江 親 二
理 事	浜 田 与 尾 曲 国 光 西 嗣 夫 川 崎 實 山 本 森 満
監 事	今 林 重 夫 瀧 潤

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年2月13日鹿児島県知事認可)

附 則

この定款の一部改正は、鹿児島県知事の認可の日から施行する。

(平成29年10月11日鹿児島県知事認可)

附 則

この定款の一部改正は、鹿児島県知事の認可の日から施行する。

(令和2年10月14日鹿児島県知事認可)

附 則

この定款の一部改正は、鹿児島県知事の認可の日から施行する。

(令和3年10月29日鹿児島県知事認可)

附 則

この定款の一部改正は、鹿児島県知事の認可の日から施行する。

(令和5年 8月25日鹿児島県知事認可)